

平成25年 第5回 青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時 平成25年5月20日(月)午後2時30分

2 閉会日時 平成25年5月20日(月)午後3時14分

3 会議開催の場所 教育研修センター4階 第2研修室

4 出席委員

佐藤秀樹
平出道雄
西村恵美子
佐藤克則
石澤千鶴子
月永良彦

5 事務局出席職員

教育部長	福井正樹
理事	工藤壽彦
教育次長	成田聖明
教育次長	伴孝文
浪岡教育事務所長	平田公文
参事 文化スポーツ振興課長	加藤文男
総務課長	八木澤透
社会教育課長	鳴海雄大
中央市民センター館長	今牧彦巨
文化財課長	吉田聡子
市民図書館長	田中尚史
学務課長	山谷真理子
学校給食課長	川邊明
指導課長	山谷勉
浪岡教育事務所教育課長	須藤

6 会議に付議された案件

(1) 議事

議案第22号 青森市スポーツ推進審議会委員の任命について

議案第23号 青森市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について

議案第24号 平成25年度一般会計補正予算について

議案第25号 青森市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 専決処分について(長島小学校における雪害事故)

議案第27号 専決処分について(沖館小学校における除雪作業中事故)

(2) 報告

青森市指定文化財の指定及び解除について

財産の取得について

浪岡中央公民館整備事業について

青森市立小・中学校における体罰調査の結果について

(3) 挙手報告

浪岡学校給食センターにおける異物混入について
一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社元職員による労働審判手続の申立てに
ついて

(3) その他

7 会議録署名委員

平 出 道 雄
月 永 良 彦

8 会議の概要

午後2時30分に委員長が開会を宣言する。会期を一日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

議案第24号から議案第27号を非公開の会議とすることを決定し、議案第22号から議案第23号を審議し、原案のとおり決定した。

事務局から4件の報告と2件の挙手報告をし、平成25年第6回定例会の日程調整をした後、非公開の会議により議案第24号から議案第27号について審議し、原案のとおり決定し、閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

委員長 それでは議事に入ります。議案第22号「青森市スポーツ推進審議会委員の任命について」事務局より説明をお願いします。

工藤理事から説明

工藤理事 議案第22号 青森市スポーツ推進審議会委員の任命について、御説明いたします。

青森市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条及び青森市スポーツ推進審議会条例の規定により、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議していただくことを目的に設置する付属機関であり、スポーツに関する学識経験者9名の方々に委員として御就任いただいております。

この度、委員のうち、青森市小学校教育研修会体育科研究部会長の小川公靖氏が3月31日をもって退任されましたので、後任として、新たに同会長に就任されました横山宏幸氏を選任したいと考えております。

なお、委員の任期は平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間となっておりますが、横山氏の任期につきましては、前任者の残任期間となりますので、5月21日から平成26年3月31日までとなります。

以上でございます。

委員長 ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので、議案第22号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

委員長 次に議案第23号「青森市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について」事務局から説明をお願いします。

福井部長から説明

福井部長 議案第23号 青森市就学指導委員会委員の委嘱及び任命について、御説明申し上げます。

青森市就学指導委員会は、就学予定者及び在学児童等のうち、障害のある者に係る教育に

において、検査等の結果を基に一人一人の障害の状態に応じた適切な教育について、さまざまな観点から総合的かつ慎重に協議し、望ましい就学の場について審議していただくことを目的に設置する機関であり、昨年度から年間で4回の就学指導委員会を開催し御意見をいただいております。

この度の青森市就学指導委員会委員の委嘱及び任命につきましては、その他障害のある就学予定者及び在学児童等の就学に関する専門的知識を有する2名の委員が任期途中で辞職したため、新たに2名の適任者を補充するため御提案申し上げます。

なお、新しい委員の任期は、前任者の残りの任期である平成25年5月21日から平成26年7月31日までを予定しております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

委員長 ただ今の事務局の説明について、御意見、御質問等ございませんか。

月永委員 本市でもここ数年、就学指導委員会の強化を図っています。特にいろいろな発達障害の子どもたちが増えつつあるという現状の中で、特別支援教育にすごく力をいれているところでございます。

そういう意味でも、今回、委員に任命しようとしている鶴川先生は、その特別支援の専門家であり、非常に高い造詣を持っている方である、鈴木先生は、特別支援教育の拠点校とも言うべき浪打小学校の校長ということで、いろんな立場の子どもたちを毎日見て、先生方と色々な意味でいい教育をなさっている方です。適任だと思しますので、この二名の方の追加よろしいと思います。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。無いようですので、議案第23号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

各委員了承

委員長 御異議が無いようですので、原案どおり決定することといたします。

(2) 報告

委員長 それでは報告事項に入ります。今回の報告事項は4件となっています。

はじめに、「青森市指定文化財の指定及び解除について」事務局から報告をお願いします。

文化財課長から説明

文化財課長 青森市指定文化財の指定及び解除について、御報告申し上げます。

まず、市指定文化財の指定について、御説明申し上げます。小牧野遺跡の縄文後期の遺物67点及び小牧野遺跡の続縄文土器1点の2件の市指定有形文化財の指定にあたりましては、本年3月27日開催の第3回定例会において指定の御議決いただき、その後、市文化財保護条例第4条第5項の規定に基づき、指定するための告示を4月1日に行いました。

次に、市指定文化財の解除について、御説明申し上げます。

平成16年12月21日付けで、浪岡地区在住の津川武七氏自体が無形文化財として指定されておりました、本郷風製作保持者 津川武七につきましては、平成22年10月31日に死亡されたことから、市文化財保護条例第24条第7項の規定に基づき、指定を解除するための手続きを進めて参りました。

しかし、御遺族及び津川武七氏が生前所属されていた風の会が、市指定文化財は本郷だるま風であり、今回の解除が本郷だるま風の指定解除であると誤解されていたことから、保持者の死亡届の提出がなされなかったものです。その後、説明を重ねた結果、本年3月28日に御遺族から、保持者の死亡届を提出していただきました。このことを受け、この度、市文化財保護条例第24条第7項の規定に基づき、指定を解除するための告示を4月25日に行ったものです。

なお、これにより、本市の指定文化財は、お手元の資料のとおり、31件から2件増及び1件減の計32件となりました。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので次に、「財産の取得について」事務局から報告をお願いします。

総務課長から説明

総務課長 教育用情報処理機器の購入に伴う、財産の取得について御報告いたします。

本件は、小・中学校において、児童・生徒がコンピュータ等を活用した学習活動で使用するための教育用情報処理機器を購入するものでございます。

現在、小・中学校で使用しております教育用情報処理機器につきましては、平成18年度にリースにより導入したものでございますが、リース期間の満了に伴い、平成23年度から平成25年度までの3カ年で、順次新規購入での整備を行っております。なお、平成23年度と平成24年度の整備状況につきましては、資料記載のとおりとなっております。

平成25年度で取得する財産は、旧青森市の区域の中学校19校1分教室に配備する、ノートパソコン672台、サーバ20台でございます。去る5月7日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で株式会社NTT東日本青森が、6,667万5千円で落札したところであります。

予定価格が2,000万円を超える案件につきましては、議会の議決が必要でありますので、来る平成25年第2回青森市議会定例会に、契約事務を所管しております総務部より議案を提出する予定としております。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員 ただ今の説明のこの台数というのは、充足度は100パーセントになっていきますでしょうか。

総務課長 授業で子どもたちが不足のないように計算して出しております。これで、足りないという台数ではないと認識しております。

西村委員 ありがとうございます。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無いようですので次の報告、「浪岡中央公民館整備事業について」、報告をお願いします。

教育課長から説明

教育課長 青森市浪岡中央公民館整備事業に係る青森市浪岡中央公民館改築工事の入札結果について、御報告いたします。

お手元の配布資料をご覧ください。この事業は、昭和54年に新築した浪岡中央公民館について、老朽化が進んでいること、多目的ホールや図書室が狭いために利便性が悪く、更にエレベーターが未設置のために高齢者や障害者の方々にとって利用しづらいことから、これらの課題を解消するための改築工事を行うものであります。

工事の概要であります。構造につきましては、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の3階建て、延べ床面積は、3,483.73平方メートルとなっております。

工期につきましては、平成26年8月31日までとなっております。

去る4月30日に、改築工事について指名競争入札を執行した結果、北斗・福島建設工事共同企業体が6億9,678万円で落札したところであり。本契約の締結につきましては、平成25年第2回市議会定例会に、契約事務を所管しております浪岡事務所総務課より、議案を提出する予定としております。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

西村委員 ただ今の御説明の中で、延べ床面積が3,483.73平方メートルということでしたけど、これは改築前に比べて広がっているものなのでしょうか。もしそうであれば、どの程度なのかお示してください。

平田所長 若干だけですけど広がっております。具体的な数字で言いますと、現在、公民館は2,543平方メートルございます。そして、かつて前面の方に克雪館という屋根のかかった土の体育施設がございました。それらを合計しますと、3,415ということになりますので、今、新たな延べ床が3,483ですから、だいたい60何平方メートルか、数パーセントだけちょっと大きくなりました。

でも機能的には、いろんな部屋が少しずつ大きくなっておりますので、スペースの有効活用で各部屋が広がったと御理解いただければと思います。

西村委員 今までとそんなに広さは変わらないけれども、有効に各スペースを使うということですね。わかりました。ありがとうございます。

委員長 私からも一点だけ。工期、来年の8月31日までとなりますが、実際の使用開始はいつからでしょうか。

平田所長 平成26年10月1日に、新中央公民館をスタートさせたいと考えておりました。

委員長 了解いたしました。

委員長 他に御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無ければ次の報告、「青森市立小・中学校における体罰調査の結果について」事務局から報告をお願いします。

学務課長から説明

学務課長 青森市立小・中学校における体罰調査の結果について御報告いたします。

先般の報道発表にもありましたように県教育委員会では文部科学省の依頼を受け、県内公立小・中学校及び県立学校の平成24年度における体罰調査を実施し、その結果を4月30日に公表いたしました。総数といたしましては、72校110件となっており、その内訳は小学校32校42件、中学校29校48件、高等学校11校20件となっております。

本市におきましても、県教育委員会の依頼を受け資料にございますように、平成25年2月12日から18日の7日間で、全ての公立小・中学校において児童生徒、保護者、教職員を対象に体罰に関するアンケート調査を実施し、学校による事実確認、市教育委員会による事実確認を経て、体罰に該当すると思われる6校6件を県教育委員会に報告いたしました。

その内訳は、小学校4校4件、中学校2校2件となっております。この他、既に県教育委員会に報告し処分を受けている中学校3校3件を合わせ、平成24年度、本市の体罰は9校9件となっております。

今後、県教育委員会では、アンケート調査により新たに発覚した本市の6件も含め、県内各市町村から報告のあった事案について内容を精査し、処分について検討するとしております。

青森市教育委員会におきましては、昨年12月27日の臨時校長会議における「教職員による体罰禁止」の指示をはじめ、3月の小・中校長会、臨時校長会議等、これまでも再三にわたり、指導の徹底を図ってきたところでありますが、このように多くの体罰が発生したことは、教職員全体に対する社会の信用を著しく損ない、ひいては教育に対する市民の皆様不信を招くもので、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

教育委員会といたしましては、再びこのようなことが起こらぬよう、学校と一丸となって、体罰のない学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、強い気持ちで指導を徹底して参ります。

以上でございます。

委員長 ただ今の報告につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

月永委員 今回の国、県のアンケート調査について、昨年度、本市で3件の体罰の処分をしたわけなんですけど、それにプラスして6件、合わせて9件という数多くの体罰が生じた事、これに対しましては本当に市民の皆様、それから保護者、子どもたちにお詫び申し上げたいと思います。

今回の調査につきましては、今までと違い、子どもたち、保護者の皆さんからもアンケートをとるという全国的に揃ったものですが、いろいろな学校から上がってきたものを精査しまして、学校でまずきちんと調べる、それから教育委員会で更に調べる、そしてその際には、親ともきちんと話をし、いろいろな納得するもの、やっぱりこれは体罰だろうという結果がプラスの6件ということになったわけです。

その他の体罰で上げてきたものについては、親、子どもさんたちと話をし、これは体罰ではないだろうということで全部納得してもらった上での調査結果でございます。

しかしながら、やはり体罰というのは、子どもの人間としての尊厳性や自尊心を傷つけるものであるとともに、私も教師だったわけですが、教師が拠り所としているところの、教育の根幹としての先生と子どもたちの信頼関係を損なうものである、子どもたちに心の傷が残るということを考えると、今後、一つたりともあってはならないという認識に立っております。

また、校長先生には再三にも渡って、私の口から、この事実から目を背けることなく、今日からでも体罰ゼロを目指す青森市の学校教育として、お互い力を合わせてやっていきましょうということで、校長先生たちもそのつもりで頑張るという意思表示を受けております。

ただ、私たちは、体罰そのものは絶対あってはならないものだということは間違いありません。しかしながら、子どもたちが他の子の心を深く傷つけたり、体に傷つけたり、命に関わる危ない事をしたり、悪い事をした場合において、先生、親、私たち大人はそのタイミングできちんと叱ってやれるという土壌がちゃんと残っていなければ、これからの子どもの発達、教育にならないと私は思います。その点でも大人が子供を健全に育てるように、悪い事は悪いと叱る、その代わりその後のフォローをしてあげるといった教育を推し進め、青森の子どもたちが、みんな健全に育っていくことを願ってやまないということが、教育長としての私の考え方でございます。

委員長 ぜひそのようにお願いしたいと思います。特に、今回はアンケート調査をして新たに小学校4件と出てきたわけですから、本来やってはいけないことはやってはいけないという専門職としての倫理感をなお一層徹底していただければと思います。

西村委員 私もそのとおりだと思います。ただこの体罰の調査が出たからおしまいではなく、今、月永教育長もおっしゃったようなことを目指していかなければいけないのですが、これは学校で先生と生徒の信頼関係という他に、保護者と体罰ということに対する認識をきちんと共有しないと、これから先が不透明、歪んだものになっていくということも想像されるように思います。

これから先の保護者と生徒と先生の信頼関係をどういうふうに構築していくか、回復させていくかということ、具体的に進めていかなければならないと思っております。

委員長 その他、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 無ければ、その他、事務局から何かございませんか。

学校給食課長から説明

学校給食課長 浪岡学校給食センターにおける異物混入について、御報告申し上げますが、報告の前に、まずもって、この度、給食に異物が混入してしまったことについて、児童並びに保護者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことを、心からお詫び申し上げます。たいへん申し訳ございませんでした。

それでは、概要について御説明させていただきます。5月13日、月曜日、浪岡南小学校6年1組、在籍児童20名のクラスにおいて、浪岡学校給食センターで調理した給食の豆腐とわかめのみそ汁に異物が混入しているとの報告がありました。

事務局において調査しましたところ、混入した異物は、食缶に汁物を入れる際に、付着した汁を拭き取るために使用している、通常ウェットティッシュ等と呼ばれる不織布である事が確認されました。この不織布は食品添加物として認められているエタノール製剤を浸しており、含まれている成分としては、エチルアルコールや醸造酢、乳酸、精製水であり、この

成分そのものは人体に有害なものではありません。

今回の混入につきましては、幸いにも児童には健康被害はありませんでしたが、事務局といたしましては、このような事故が発生し、児童並びに保護者の皆様に多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたことに、心からお詫び申し上げる次第であります。

また、二度とこのような事態が発生しないよう、再発防止に向けて、調理作業工程の改善及び衛生管理の徹底を図ることに加え、調理員に対しても、今一度、安全に関する意識を高めるよう指導する等、再発防止に努めて参ります。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

ぜひ学校給食課長が言われたとおり、徹底していただければと思います。

委員長 その他、事務局から何かございませんか。

文化スポーツ振興課長から説明

文化スポーツ振興課長 一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社元職員による労働審判手続の申立てについて御説明申し上げます。

5月7日、一般財団法人青森市文化スポーツ振興公社元職員が、同公社を相手とした労働審判申立書を青森地方裁判所に提出され、青森地方裁判所より、労働審判手続期日呼出状及び答弁書催告状が、同公社宛に5月16日に郵送通知されました。このことについて、その日のうちに同公社から教育委員会事務局に第一報として報告があったものであります。

申立人である元職員は、同公社が平成25年度からの青森市体育施設指定管理業者に選定されなかった経緯を受け、整理解雇された職員でありまして、一つに、雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認、二つに、平成25年5月から毎月給与相当額の金員の支払を求め、三つに、申立費用は相手方の負担とするという申立て内容となっております。

なお、この申立てに対し、同公社としましては、弁護士と相談しながら、今後の対応を検討していくとのことであり、市としましては、同公社の今後の対応について情報共有しながら、注視して参りたいと考えております。

以上でございます。

委員長 ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ございませんか。

委員長 その他特にないようでしたら、次回の定例会の日程について協議したいと思いますので、事務局からお願いします。

総務課長 次回の定例会の開催につきましては、開会日時を6月27日(木)午後3時から、場所は教育研修センター5階大会議室で開催したいと思いますがいかがでしょうか。

委員長 事務局からこのような提案がありました。委員の皆さま、いかがでしょうか。

各委員了承

委員長 それでは御異議がございませんので、次回は、6月27日(木)、開催場所は教育研修センター5階の大会議室で行いたいと思います。

委員長 先ほど議案第24号から議案第27号につきまして、非公開の会議にすることといたしましたので、青森市教育委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、委員及び事務局職員を除き、傍聴人、記者の皆様は退席をお願い致します。

(別冊 非公開の会議参照)

委員長 以上を持ちまして、平成25年第5回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成25年5月20日開催の平成25年第5回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成25年 5月28日

書記 成田美紀

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成25年 6月27日

署名委員 平出道雄

署名委員 月永良彦